

給与支払報告書の提出は、2月2日（月）までです。

※なるべく1月26日（月）までに提出いただきますようご協力をお願いします。

令和8年度 住民税特別徴収

給与支払報告書の提出について

千葉県及び県内全市町村では、法令遵守と納税者の利便性向上の観点から、個人住民税の特別徴収（給与天引き）を徹底しております。地方税法上、所得税の源泉徴収義務のある事業所は、個人住民税の特別徴収を行う義務がありますので、ご理解とご協力をお願いします。なお、一定の要件に該当する場合は、普通徴収が認められる場合がありますので、詳しくは、「3. 普通徴収切替理由の記入について」をご覧ください。

1. 提出するもの

- 給与支払報告書（総括表）
- 給与支払報告書（個人別明細書）

給与支払報告書は、給与受給者の令和8年1月1日現在（令和7年中に退職した方は、退職した日）居住する市区町村長あてに、それぞれ提出してください。令和7年中に我孫子市在住の従業員の方へ給与の支払がない場合は、提出不要です。

独自の総括表を使用する場合でも、当市から送付した総括表を必ず添付して提出してください。

「給与支払報告書」は該当の市区町村長あてに提出、「源泉徴収票」は本人に交付してください。

給与の支払い金額が2,000万円を超える方について年末調整は不要となっていますが、給与支払報告書の提出は必要ですので、必ず作成の上、該当市区町村に提出してください。

なお、総括表の「当市報告人員内訳」に記入した人数と個人別明細書の枚数が一致することを確認して提出してください。

※ 支払金額が法人役員150万円、一般の受給者500万円を超える方等については、一枚目がオレンジ刷の個人別明細書を使用してください。

※ eLTAXによる提出の場合には、紙での提出の必要はありません。

※ 給与支払報告書の提出が遅れると、当初の課税に間に合わない場合があります。

2. 給与支払報告書（総括表）の記入について

令和8年度(令和7年分)給与支払報告書(総括表) 2月2日(月)までに提出してください。

追加訂正 令和8年1月26日 提出 特別徴収義務者指定番号 99999999

我孫子市長 あて

給与の支払期間	6年1月分から12月分まで	提出区分	年間分	退職者分
個人番号又は法人番号	9000020122220	給与支払の方法及び期日	各月25日	
郵便番号	〒270-1192	事業種目その他必要な事項	行政サービス	
(フリガナ)	チバケンアビコシアビコ	提出先市区町村数	10	
所在地(住所)	千葉県我孫子市我孫子1234番地	受給者数人員	60人	
(フリガナ)	アビコシヤグシ	当市報告人員内訳	5人	
名称(氏名)	我孫子市役所	普通徴収切替理由の合計人数	5人	
代表者の職氏名	我孫子 太郎	合計	10人	
経理責任者氏名	我孫子	所轄税務署	柏税務署	
連絡者の氏名並びに電話番号	経理係氏名 我孫子 電話 04-7185-1111 内線	振込を希望する金融機関の名称及び所在地	(名称) (所在地)	
会計事務所等の名称及び電話番号	我孫子会計事務所 電話 04-7185-1136	納入書	* 要・不要	

※名称や所在地等に変更がある場合は赤色で修正してください。

個人又は法人番号を必ず記入してください。

指定番号をお持ちの場合は、記入してください。

印字されているフリガナ・名称・所在地・電話番号等に変更がある場合は、記入例のように赤字の見え消しで修正してください。この総括表で変更箇所を修正して提出した場合には、「所在地・名称等変更届出書」の提出は別途必要ありません。送付先を別途設けたい場合は、送付先住所を併せて記入してください。

退職等により令和8年度特別徴収できない人数を記入してください。記入の際には、この総括表の下部にある普通徴収切替理由欄を記入し、合計（普A～普F）人数と一致しているか確認してください。

「要」となっている場合は、税額決定通知書とともに納税額が印字された納入書を送付します。

我孫子市在住者ではなく、令和7年中に給与支払のあった従業員の総数を記入してください。

3. 普通徴収切替理由の記入について

- 「普通徴収切替理由」の記入がない場合、原則どおり特別徴収となります。
- 普通徴収を認める基準（普A～普F）以外の普通徴収への切替は認められません。普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号（普A、普Bなど）もしくは、理由（給与が不定期など）を記入してください。※eLTAX等の電子媒体で提出する場合も含まれます。
- 特別徴収に該当する方と普通徴収に該当する方がいる場合は、特別徴収分が普通徴収分の上になるようにして提出してください。
- 普Bは、主たる給与から特別徴収となる乙欄該当者などが対象になります。
- 普Fに該当する退職予定者の場合は、退職予定日を記入してください。

4. 給与支払報告書（個人別明細書）の記入について

給与支払報告書（個人別明細書）は同封していません。右頁の給与支払報告書（個人別明細書）記入時注意事項と以下の①～⑧を確認し、作成してください。

① 個人番号を必ず記入してください。フリガナも正確に漏れなく記入してください。婚姻等により事業所内で旧姓や通名を使用している場合も、住民登録上の氏名を記入してください。

② 令和8年1月1日現在の住所（退職者は退職時の住所）又は居所を記入し、該当の市区町村に提出してください。単身赴任等で住民登録地は別の市区町村だが、我孫子市に居住しており、我孫子市での課税を希望する場合は、我孫子市の住所と令和8年1月1日現在の住民登録地を記入してください。

③ 前職給与が2か所以上ある場合は、各前職分の情報を記入してください。
退職手当等の支払を受ける配偶者、扶養親族又は特定親族がいる場合、その者の氏名（氏名の前には（退）と記載）、扶養区分、住所、退職所得を除いた合計所得金額を記載してください。また、障害、非居住、寡婦又はひとり親に該当ある場合にはその旨を記載してください。

④ 該当する保険の支払いがある場合は、各支払金額を忘れずに記入してください。

⑤ 住民税「住宅借入金等特別控除」摘要の判定に使用しますので、該当がある場合は必ず記入してください。住宅借入金等特別控除の区分の欄について、適用の受けている住宅借入金等特別控除の区分を記入し、住宅の取得等が特定取得に該当する場合には「（特）」、特別特定取得に該当する場合には「（特特）」を併せて記入してください。記入に不足がある場合は、住民税への「住宅借入金等特別控除」の適用ができません。

⑥ 配偶者控除の対象となる配偶者及び扶養控除の対象となる扶養親族の氏名等を記入してください。

⑦ 平成22年1月2日以降生まれの方が対象となります。16歳未満の扶養親族に応じた所得控除額はありますが、該当親族がいる場合は、対象者の氏名等を記入してください。住民税非課税基準の判定や、各種行政サービスを受ける際に必要となる場合があります。

⑧ 「普F」に該当する退職予定者の場合は、退職予定日を記入してください。

5. eLTAX 利用のお願い

我孫子市では、特別徴収関連手続きについて、地方税ポータルシステム（eLTAX:エルタックス）を利用し、インターネットによる受付を推奨しています。

令和3年（2021年）1月以後提出する給与支払報告書については、前々年における給与所得の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上であるときには、eLTAX又は光ディスクによる提出が義務付けられています。

eLTAXを利用して、普通徴収の給与支払報告書を提出される場合は、「普通徴収」にチェックを入力し（CSVデータの場合は、普通徴収欄に1を入力）、給与支払報告書の摘要欄に切替理由の符号（普A～普F）もしくは、理由（給与が不定期など）を入力していたければ、普通徴収切替理由欄の記入は不要です。

また、光ディスクを利用する場合は、総括表の下部にある普通徴収切替理由欄を記入して同封してください。

なお、光ディスクで提出した場合、通知書は書面での送付となりますので、ご了承ください。

どちらの場合も、普通徴収切替理由が明確に判断できない場合は、特別徴収となりますので、ご注意ください。

eLTAXのご利用について、詳細は地方税ポータルシステムをご覧ください。



<https://www.eltax.lta.go.jp/>

給与支払報告書（個人別明細書）記載時注意事項

※区分		(関係者番号)	
支払を受ける者	② 住所	① 市	9 0 0 0 0 2 0 0 0 0 3 0
	我孫子市我孫子1858番地	(フリガナ)	アビコ タロウ
	住民登録地：〇〇県××市△△	氏名	我孫子 太郎
種別	支 払 金 額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	内 4,500,000 円 3,160,000 円	2,602,364 円	
(源泉) 控除対象配偶者	配偶者 (特別) 控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)	16歳未満扶養親族の数
の有無等	老人	特定 老人	その他 特類
有 扶養	380,000 円	1 人	1 人
〇			
特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額
310,000 円	463,000 円	59,364 円	30,000 円
③ 要) 前職1：我孫子会計事務所 R7.6.30退職 支払金額 2,000,000円 社会保険料 200,000円 前職2：我孫子商事 R7.1.30退職 支払金額 500,000円 (特定親族) 我孫子 健吉 収入1,670,000円 (退) 我孫子 けやき \$52,10.1 配偶者 我孫子市我孫子1858番地 合計所得0円			
④	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額
	16,832 円	67,350 円	12,300 円
⑤	住宅借入金等特別控除の区分	住宅借入金等特別控除の区分	住宅借入金等特別控除の区分
	1 年 4 月 1 日	住 年 月 日	
	住宅借入金等特別控除の金額	住宅借入金等特別控除の金額	住宅借入金等特別控除の金額
	156,000 円		
⑥	(フリガナ) 氏名	区分	配偶者の合計所得
	アビコ ケヤキ 我孫子 けやき		
	個人番号	9 0 0 0 0 2 0 0 0 0 3 3	
	(フリガナ) 氏名	区分	基礎控除の額
	アビコ ツツジ 我孫子 つつじ		
	個人番号	9 0 0 0 0 2 0 0 0 0 3 4	
	(フリガナ) 氏名	区分	基礎控除の額
	アビコ ウナギチ 我孫子 健吉	50	
	個人番号	9 0 0 0 0 2 0 0 0 0 3 5	
	(フリガナ) 氏名	区分	基礎控除の額
	(フリガナ) 氏名	区分	基礎控除の額
	(フリガナ) 氏名	区分	基礎控除の額
未成年者	中途就・退職	受給者生年月日	
	退職 退職 年 月 日	元 号 年 月 日	
	〇 7 11 30	昭和 50 8 1	
支払者	個人番号又は法人番号	(右箇で記載してください。)	
	9 0 0 0 0 2 0 1 2 2 2 2 0		
	住所(居所)又は所在地	我孫子市我孫子1234番地	
	氏名又は名称	(電話)	04-7185-1111

※ 給与支払報告書（個人別明細書）の作成に関することは国税庁ホームページより手引きをご確認ください。

※ 給与支払報告書（総括表）及び（個人別明細書）は、国税庁ホームページ又は我孫子市ホームページよりダウンロードしていただけます。

(国税庁 パンフレット・手引き)



<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/01.htm>

(我孫子市 申請書ダウンロード)



https://www.city.abiko.chiba.jp/kurashi/zeikin/declaration/shinsei_shinkoku.html#cmsD1D32

6. 問い合わせ先及び書類提出先

〒270-1192 千葉県我孫子市我孫子1858番地

我孫子市役所 課税課 市民税係 TEL:04-7185-1111 (代表) 市町村コード:122220